

下水道における ICT 活用に関する検討会の公開について

- 会議は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 会議時における撮影等は冒頭のみ可とし、会議中の撮影等は禁止とする。
- 会議の資料は原則として公開とする。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 会議の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。
- 会議の資料及び議事概要については、会議後、ホームページに公表する。